

租税条約の規定による令和 年度分個人市民税・県民税の免除に関する届出書

標記の件について、規定により届け出ます。

令和 年 月 日

取手市長あて

市民税・県民税の 免除を受ける者	氏 名			
	住 所 (居 所)			
	生 年 月 日		年 齡	
	国 籍		入 国 年 月 日	
	在 留 資 格		納 税 地	
	在 留 期 間			
	入 国 前 の 住 所			
学校、訓練を受け る施設、事業所、 研究所等	名 称			
	所 在 地			
租税条約の規定 に基づく所得税 の免除	適用を受ける租 税条約に関する 事 項	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条 第 _____ 項		
	提 出 年 月 日		提 出 税 務 署	
租税条約の適用 を受ける所得	支 払 者 の 名 称 (氏 名)			
	支 払 者 所 在 地 (住 所)			
	所 得 の 種 類		支 払 金 額	
	支 払 方 法		支 払 期 日	
	職 務 の 内 容		資 格	
納税管理人 (届出をしてい る場合)	氏 名			
	住 所 (居 所)			
その他参考事項				

本申請は、「昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号各都道府県総務部長あて自治省税務局長通知（租税条約の規定によって所得税を免除される外国政府職員、教授、留学生等に係る住民税の取り扱いについて）」及び「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 11 条」に係るものです。

【提出期限】

適用を受けようとする所得のあった翌年の3月15日（土曜日、日曜日、祝休日等閉庁日の場合は翌開庁日）

※届出書は毎年提出していただく必要があります、提出がない年は免除を受けられません。

【必要添付書類】

- ・ 租税条約による所得税及び復興特別所得税免除の届出書の写し
- ・ 免除を受けようとする所得の給与支払報告書または源泉徴収票
- ・ 学生の場合は、在学する学校が発行する在学証明書
- ・ 事業修習者等の場合は、訓練を受ける施設又は事業所が発行する、職業又は技術の修習者であることを証明する書類
- ・ 交付金等の受領者である場合には、支給者が発行する、交付金等の受領者であることを証明する書類